平成３０年（フ）第１６号
北海道河東郡音更町木野西通14丁目16番地11
債務者　福元　美保
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第４１１号
岩手県北上市有田町10番24号
債務者　熊谷　清子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第７０号
宮城県石巻市雄勝町分浜字分浜72番地６　市営分浜復興住宅１号、前住所宮城県石巻市雄勝町分浜字分浜211番地
債務者　木村　玲子（旧姓猪股）
1　決定年月日時　平成30年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第５７９号
相模原市中央区千代田３丁目12番９号　ラークヒルズＣ101
債務者　藤本　　優（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第３号
新潟県上越市国府３丁目12番16号　アビタシオン101号
債務者　上沢　純子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第５６１８号
大阪市生野区中川４丁目11番19号
債務者　米田順子こと　ＨＡＮ　ＳＯＯＮＪＡ
韓　　順子（旧姓西原・奥田）
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７４８号
大阪府枚方市村野南町２番10―408号
債務者　竪山　祐佳（旧姓臼杵）
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７６３号
大阪市中央区松屋町４番３号　スカイ松屋町902
債務者　鎌田　竜輔
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３０号
大阪府守口市南寺方中通１丁目17番９号、前住所神奈川県川崎市宮前区神木本町４丁目６番48号
債務者　秋森　俊博
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４２号
大阪市平野区加美東６丁目６番３―304号
債務者　横尾　　誠
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８１号
大阪市浪速区日本橋４丁目２番15―601号
債務者　高野　淑美
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２７９号
大阪府寝屋川市河北西町17番４―305号
債務者　平川　幸隆
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３９６号
大阪市大正区泉尾４丁目19番２―102号
債務者　駄場　　完
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５４４号
大阪府池田市神田１丁目12番19号ベルフォーレ
債務者　岸田　容子
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５４９号
大阪府吹田市寿町２丁目20番26号
債務者　寺嶋　綾乃
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５７４号
大阪府守口市佐太中町６丁目28番２号
債務者　古村　政廣
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５９０号
大阪市城東区鴫野西２丁目８番34―1405号
債務者　橋本　悦子
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部